

奈 福 介 福 号 外
令和3年1月26日

地域密着型サービス事業所 管理者様

奈良市福祉部 介護福祉課長

地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱いについて

平素は本市の介護保険業務にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価の実施について、厚生労働省 Q&A（令和2年2月28日付事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えないと示されています。

本市でも、新型コロナウイルス感染症が拡大している実情を踏まえ、地域密着型サービス外部評価について、下記のとおり取り扱って差し支えないものとします。

つきましては、貴事業所におかれまして、外部評価実施方法等に関する臨時的な取扱いに御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 実施方法について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部評価機関と調整のうえ、訪問調査に代わる代替方法（文書、写真、動画、電話、テレビ電話等を組み合わせて活用し、訪問調査と同内容であるもの）により実施しても差し支えない。

2 実施時期について

令和元年度分（令和2年3月中に受審が必要だった分）について未だ受審できていない分については、受審期限を原則として令和3年3月末日までとする。

令和2年度分について未だ受審できていない分については、受審期限を令和3年6月末日までとする。

なお、令和元年度分（令和2年3月中に受審が必要だった分）を令和3年3月末日までに受審した場合は、令和元年度中に外部評価を受審したものとみなし、受審頻度緩和の要件に含めることができるものとする。令和2年度分についても令和3年6月末日まで延期した場合も同様に、令和2年度中に外部評価を受審したものとみなし、受審頻度緩和の要件に含めることができるものとする。

奈良市福祉部介護福祉課施設整備係

電話 0742 - 34 - 5422

FAX 0742 - 34 - 2621